

入札説明書

令和8年度第3-1号水草刈取業務

令和8年(2026年)6月

滋賀県生物多様性保全課

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)、滋賀県財務規則(昭和 51 年滋賀県規則第 56 号)、本件業務に係る入札公告のほか、一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1)委託業務名:令和8年度第 3-1 号水草刈取業務
- (2)業務の内容等:入札説明書および仕様書による。
- (3)業務期間:落札決定日から令和8年 12 月 25日(金曜日)まで
- (4)業務場所:琵琶湖(南湖)

2 入札に参加する者に必要な資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者を対象とする。

- (1)施行令第 167 条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2)滋賀県財務規則(昭和 51 年滋賀県規則第 56 号)第 195 条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3)滋賀県建設工事等入札参加停止基準および滋賀県物品関係入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4)滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿(本公告日において最新のもの)に登録されている者で、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

ア 登録業種および部門:

土木施設維持管理業務の「除草」に登録されている者

イ 地域要件:

滋賀県内に主たる営業所を有する者

ウ 参加する者に必要なその他の要件:

水草刈取船を使用して所定の水草刈取をすることができる者

3 入札参加資格を有するかどうかの審査の申請書類等

この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示すとおり必要とする書類を提出すること。なお、入札書と同時に提出してよいが、郵送する場合は必ず入札書とは別の封筒に入れて提出すること。

(1)必要とする書類:

ア 今回業務に使用する水草刈取船の写真

イ 船舶検査証の写し

(2)提出方法: 持参、郵送、FAX または電子メールによる。

(3)提出場所: 提出先は、4(1)による。

(4)提出期限: 令和8年6月25日(木) 午前12時

4 契約条項等を示す場所および期間等

(1)契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所

滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課保全対策係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3093 FAX:077-528-4846

E-mail: dg00@pref.shiga.lg.jp

(2)契約条項を示す期間

令和8年6月11日(木曜日)から令和8年6月25日(木曜日)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(※最終日は午前12時まで)

(3)入札説明書等の交付方法

入札説明書等は(1)に示す場所において交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」からダウンロードすることができる。郵送による交付は行わない。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/itaku/>)

(4)入札説明会の日時および場所

行わない。

(5)質問および回答方法等

質問がある場合は、質問書(別紙様式3)に質問内容を記入し、電子メールまたはFAXにより令和8年6月23日(火曜日)午前12時までに提出すること。

また、質問書を電子メールまたはFAXにより提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

なお、回答は令和8年6月24日(水曜日)を目途に、質問書の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、県ホームページの下記の場所に質問および回答を掲載する。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/>)

5 入札書の受領期限

令和8年6月25日(木曜日)午前12時

6 開札の日時および場所

(1)日時

令和8年6月26日(金曜日)9時30分

(2)場所

滋賀県琵琶湖環境部 生物多様性保全課 分室内

なお、開札の落札結果は連絡するので、開札に立会う必要はない。(立会うことも可)

7 入札方法等

- (1)入札書は、別紙様式1とし、4(1)に示す場所に、5の入札書受領期限までに郵送または持参により提出するものとする。なお、封筒の表に「入札書」と朱書し、件名を併記しなければならない。郵送により提出する場合は、簡易書留郵便で送付しなければならない。
(入札書を袋とじのうえ、入札者印で割印をすること。)
- (2)入札参加者またはその代理人は、仕様書および契約書(案)を熟覧の上入札しなければならない。
- (3)入札書および入札書に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4)代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状(別紙様式2)を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し同じ印を押印すること。
- (5)入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合(入札金額の訂正はできない。)は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (6)入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。
- (7)入札執行者は、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穩の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、またはこれを取止めることができる。
- (8)入札参加者またはその代理人の入札金額は、本件業務に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9)開札をした場合において、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。また、再度の入札で落札者がいない場合は、随意契約の協議に移行することがある。

8 保証金

入札保証金および契約保証金については、免除する。

9 郵便等による入札の可否

可。

郵便等による入札の場合、入札書に記載する入札日は、公告日から(再度の入札以降は前回の入札の開札日から)入札書受領期限までの日付を記入すること。

10 最低制限価格

最低制限価格は設けない。

11 無効の入札書

入札書で、次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1)入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2)委任状を提出しない代理人のした入札書
- (3)入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札書
- (4)談合その他不正の行為があったと認められる入札書
- (5)入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札書
- (6)入札書記載の金額を加除訂正した入札書
- (7)鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札書
- (8)虚偽の申請を行った者のした入札
- (9)その他入札に関する条件に違反した入札書

12 落札者の決定

- (1)有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2)落札となるべき同価の入札をした者が二人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。
なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。
- (3)落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

13 契約書の作成

- (1)入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方としてすみやかに契約書の取りかわしをするものとする。
- (2)契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (3)契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名し押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

14 支払い条件

前金払および部分払は、行わない。

15 その他必要な事項

- (1)入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (2)入札参加者またはその代理人が本入札に関して要した費用については、すべて当該入札参加者またはその代理人が負担するものとする。

- (3)天変地異その他やむを得ない理由があるときまたは入札執行者が入札の公正な執行に支障があると認めた場合は、これを延期し、または取りやめる。この場合における損害は、入札参加者またはその代理人が負担するものとする。
- (4)その他本件執行については、地方自治法、施行令、滋賀県財務規則および滋賀県物品買入れ等の一般競争入札執行要領の規定によるものとする。
- (5)その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。